

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月十六日
号 外 水曜日

主 要 目 次

◇選挙管理委員会告示
委員会及び委員長代理委員について
地方自治法第七十四條による選挙権を有するものの総数の五十分の一の数及び三分の一の数
漁業法第九十九條による選挙権を有するものの総数の三分の一の数

選挙管理委員会告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第一号

鳥取県選挙管理委員会の委員長及び委員長代理委員は次の通りである。

昭和二十七年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会
委員長 鳥取市浜坂四六四 上根 政幸

委員長代理委員

気高郡豊実村大字大桶二〇〇 窪田 国藏

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数は次の通りである。

昭和二十七年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取県において選挙権を有するものの総数の	五十分の一の数	六、六二五
三分の一の数	一一〇、四〇二	

鳥取市選挙区において選挙権を有するものの総数の三分の一の数	一一、一五七
米子市	一一、〇〇三

00708

鳥取県公報

昭和二十七年一月十六日
外 水曜日

本報ノ大キサハ規定規格A五判

主 要 目 次

◇ 告 示 昭和二十六年度(定期)農業並びに生活改良普及員の資格試験実施
造林臨時措置法に基く聴聞会の開催

告 示

◇ 鳥取県告示第十五号

昭和二十六年度(定期)農業並びに生活改良普及員の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十七年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、期日及び場所

1、期日 昭和二十七年二月二十六日から二十^九日まで四日間。

二、受験資格

2、場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場
3、期日及び場所に変更のある場合及び試験の時間割については別途受験者に通知する。

(一) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)又は新制

高等学校卒業後三箇年以上、公共団体もしくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、教育機関において試験研究もしくは教育に従事した者又は公共団体もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務もしくは普及事業に従事した者。

(二) 農業又は家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府県立農業講習所又はこれに準ずる教育機関の卒業者及び昭和二十七年三月卒業見込の者。

【註】 農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業者及び昭和二十七年三月卒業見込の者。

1、実業学校卒業程度検定及び専門学校入学者検定期程による試験検定に合格した者は旧制中等学校卒業者とみなす。

2、実業学校教員検定期程による農業又は家政に関する学科目の検定に合格した者及び専門学校卒業程度検定期程による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者はそれぞれ農業又は家政に関する旧制専門学校卒業者とみなす。

3、外国の学校で内地の学校における課程と同等以上の課程を修めた者は内地のこれに相当する学校卒業者とみなす。

4、外国において農業もしくは家政に関する試験研究、教育、実務又は普及事業に従事した年数は内地の

それに相当する事業に従事した年数とみなす。
5、旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の資格を有する者を入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めた者についてはその修業年限を農業又は家政に関する実務に従事した者とみなす。

三、出願手続

(一) 受験者は次の書類各一通を知事宛に提出すること。

1、受験願書 別記様式(一)

2、履歴書 別記様式(二)

3、写真(名刺版、最近のものに限る) 受験願書の裏面にちよ、付する。

4、筆記試験選択項目申込書別記様式(三)

5、学校卒業証明書又は卒業見込証明書或は試験検定合格証明書

6、受験資格者であることを証明する資料(試験研究、教育、普及事業実務に従事した者はその関係勤務先の勤務証明書)

7、身体検査書

【註】 受験願書の受付を了したものに對しては受験願書の受付期間終了後改良普及員資格試験委員会において受験資格の有無を判定し、その結果を受験出願者に通知する。この際受験有資格者と認定されたものに對しては受験票を送附する。

四、受験願書の受付

自昭和二十七年一月十六日
至昭和二十七年二月 十日

五、受験願書提出先

鳥取県農林部農業改良課
「註」必ず書留郵便又は持参のこと。

六、試験

試験は筆記試験、実地試験、社会常識検査、人物検査について行う。

【一】筆記試験

A 農業改良普及員に対するもの
イ、必須項目

- 1、作物及び園芸
 - 2、畜産
 - 3、土壌及び肥料
 - 4、病虫害
 - 5、農機具
 - 6、農業経営
 - 7、農政時事問題
- 【二】選択項目
- 1、農業気象
 - 2、植物生理
 - 3、家畜生理及び衛生
 - 4、家畜飼養
 - 5、農畜産加工
 - 6、農業簿記
 - 7、林業一般
 - 8、農業土木

B 生活改良普及員に対するもの
イ、必須項目

- 1、農業一般
- 2、家事経済
- 3、被服及び住居
- 4、食物と栄養
- 5、家庭保健及び衛生
- 6、作文

□ 選択項目

- 1、教育
- 2、育児
- 3、看護
- 4、家庭物理化学
- 5、家庭生物

註

1、選択項目は受験者において適宜二項目を選定するものとする。

2、筆記試験は旧制専門学校卒業程度において行う。

□ 実地試験

実地指導上必要な知識について行う。

□ 社会常識検査
改良普及員として必要な社会常識について行う。

四 人物検査

改良普及員として必要な個人的、公民的能力及び社会的適応性の程度について行う。

七、合格

試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に公示するとともに合格証書を交付する。

八、任用

資格試験合格者名簿中より地区に勤務する改良普及員を選考し知事が任命する。

様式(一)(用紙半紙)

受験願書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)

年 月 日生

私儀農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので書類を具して願ひ上げます。

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取県知事西尾愛治殿

様式(一)(用紙半紙)

履 歴 書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)印

年 月 日生

学 業

一、年月何学校何学年に入学

一、年月何学校何科卒業(又は何事由により何学年中途退学又は何学年在学中、何年何月卒業見

込)

業 務

一、年月何官拜職命もしくは何業に従事(職務内容を詳細に明確に記入すること)

一、年月何事由により退官もしくは廃業

(記載注意)

イ、職名……例えば何々果技術吏員(三級)

ロ、内容……例えば稲の栽培法改良に関する試験

ハ、勤務機関名……例えば何々果農業試験場

ニ、継続して従事した期間……何年何箇月

賞 罰

一、何事由により何賞何罰を受く

身上に関する事項

一、年月何事由により何と改氏名等

(記載注意)

一、賞罰は経歴上特に重要な事項。

二、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。

